



令和5年 第2回定例会：11月1日

行田羽生資源環境組合議会会議録

行田羽生資源環境組合議会

令和5年第2回行田羽生資源環境組合議会定例会会議録 目次

○招集告示	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	3
○出席議員（7名）	3
○欠席議員（2名）	3
○説明のため出席した者	3
○事務局職員出席者	4
開 会（午後 3時00分）	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
議会運営委員長報告	5
○議案第7号の上程、提案説明	6
行 田 邦 子 管理者	6
江 森 裕 一 事務局長	6
○上程議案の質疑、討論、採決	7
○議案第8号の上程、提案説明	7
行 田 邦 子 管理者	8
江 森 裕 一 事務局長	8
○上程議案の質疑、討論、採決	10
○議第1号の上程、提案説明	11
提出者代表 9番 丑 久 保 恒 行 議員	11
○上程議案の質疑、討論、採決	14
○一般質問	14
2番 小 林 修 議員	14
答弁 江 森 裕 一 事務局長	16
再質問	17
再答弁	18
1番 木 村 博 議員	19

答弁 江 森 裕 一 事務局長	2 0
再質問	2 1
再答弁	2 1
○特定事件の委員会付託	2 2
閉 会 (午後 4 時 0 2 分)	2 3
<hr/>	
○署名議員	2 4

行田羽生資源環境組合告示第4号

令和5年第2回行田羽生資源環境組合議会定例会を11月1日行田市役所305会議室に召集する。

令和5年10月24日

行田羽生資源環境組合
管理者 行田 邦子

令和5年第2回行田羽生資源環境組合議会定例会会議録

○議事日程

令和5年11月1日（水曜日） 午後 3時00分開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第7号 行田羽生資源環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

第4 議案第8号 令和4年度行田羽生資源環境組合会計歳入歳出決算認定について

第5 議第1号 行田羽生資源環境組合議会の個人情報の保護に関する条例

第6 一般質問

一般質問通告一覧

順	質問者氏名	質問内容
1	2番 小林 修 議員	<p>1 業者選定アドバイザー業務委託について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容、進捗状況 <p>2 マテリアルリサイクル推進施設について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稼働時間の違い、剪定枝堆肥化施設と剪定枝資源化施設どちらが正しいか <p>3 剪定枝処理ライン（5t/日）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堆肥化の方法、発酵期間、還元方法、一日の還元量は <p>4 剪定枝の堆肥化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品質の確保、需要が少なく供給過多になった場合の対応 <p>5 剪定枝の処理料金について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新施設の料金は <p>6 新ごみ処理施設整備運営事業方針について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応募要項に示すと記載されている事業用地の周辺道路、周辺概要等とはどのような内容か

		7 地元企業の積極的な活用について ・見解は
2	1 番 木村 博 議員	1 今年度実施している3つの業務委託について ①生活環境影響調査業務委託と埋蔵文化財発掘調査業務委託の2つの業務委託は、令和4年度からの2カ年契約で実施している業務委託ですが、それぞれの業務委託の内容と現在の進捗状況についてご説明ください。その中で、特出すべき報告事項があれば具体的にご説明ください。 ②事業者選定アドバイザー業務委託は、今年度発注で来年度まで続く業務委託の内容と現在の進捗状況についてご説明ください。

第7 特定事件の委員会付託

○会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（7名）

1 番 木 村 博 議員	2 番 小 林 修 議員
3 番 野 中 一 城 議員	4 番 町 田 光 議員
7 番 香 川 宏 行 議員	8 番 松 本 敏 夫 議員
9 番 丑久保 恒 行 議員	

○欠席議員（2名）

5 番 野 本 翔 平 議員	6 番 島 村 勉 議員
----------------	--------------

○説明のため出席した者

行 田 邦 子 管理者
河 田 晃 明 副管理者

江 森 裕 一 事務局長
小 磯 行 男 参 事

○事務局職員出席者

総務施設課長 金 子 政 好
書 記 尾 城 英 樹
書 記 橋 本 拓 斗

午後 3時 00分 開会

○香川宏行議長 皆さん、こんにちは。

ただ今から、令和5年第2回行田羽生資源環境組合議会定例会を開会いたします。

出席議員が7名で定足数に達しておりますから議会は成立いたしております。

これより本日の会議を開きます。

管理者から提出された議案を報告いたします。これら件名はお手元に配布してある印刷文書によりご了承願います。

△会議録署名議員の指名

○香川宏行議長 これより日程の順序に従い、議事に入ります。

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第85条の規定により議長において指名いたします。

3番 野中 一城 議員

4番 町田 光 議員

以上2名の方をお願いいたします。

△会期の決定

○香川宏行議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

本件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託してありましたので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員長——9番 丑久保 恒行 議員

〔丑久保恒行議会運営委員長 登壇〕

○丑久保恒行議会運営委員長 当委員会は、去る10月27日に委員会を開催し、本定例会の会期及び日程について協議をいたしました結果、会期を本日1日とし、その日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおり決定した次第であります。

議員各位におかれましては、この日程にご賛同賜り、円滑にして効率的な議会運営がなされますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○香川宏行議長 お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長報告のとおり本定例会の会期を本日1日とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○香川宏行議長 ご異議なしと認めます。

これより以降の議事日程につきましては、お手元に配付してあります日程表のとおりでございますので、ご了承願います。

△議案第7号の上程、提案説明

○香川宏行議長 次に、日程第3、議案第7号を議題といたします。朗読を省略して管理者に提案理由の説明を求めます。——管理者。

〔行田邦子管理者 登壇〕

○行田邦子管理者 本日ここに、令和5年第2回行田羽生資源環境組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変ご多忙の中をご参集賜り、心からお礼を申し上げます。

さて、このたびの議会においてご審議いただく案件は、条例案のほか、組合発足後の初めての決算となります令和4年度組合会計歳入歳出決算認定となります。何とぞ慎重なるご審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第7号 行田羽生資源環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、法律の適用対象から議会が除外されたことにより、組合議会への個人情報保護に関する審査請求について、同審査会に諮問できるよう所要の改正を行うものであります。

以上で議案第7号についての説明を終わらせていただきます。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明申し上げますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○香川宏行議長 続いて、事務局長の細部説明を求めます。——事務局長。

〔江森事務局長 登壇〕

○江森裕一事務局長 それでは、議案第7号 行田羽生資源環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

本案は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、法律の適用対象から議会が除外されたことにより、組合議会への個人情報保護に関する審査請求についても同審査会に諮問できるよう、議第1号 行田羽生資源環境組合議会の個人情報の保護に関する条例の新規制定に

あわせ、所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正内容につきまして説明申し上げますので、新旧対照表の1ページをお願いいたします。

第1条は、設置の規定でございまして、組合議会からの諮問に応じられるよう改めるものでございます。

第6条、及び2ページの第7条は、実施機関に議会を加えることから、実施機関を実施機関等に改めるものでございます。

議案書に戻りまして、2ページをお願いいたします。

附則でございしますが、施行期日を公布の日からとするものでございます。

以上で、議案第7号についての細部説明を終わらせていただきます。

○香川宏行議長 以上で説明は終わりました。

△上程議案の質疑、討論、採決

○香川宏行議長 これより質疑に入りますから、質疑のある方はご通告願います。

[通告なし]

○香川宏行議長 質疑の通告はありません。これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論に入りますから、討論のある方はご通告願います。

[通告なし]

○香川宏行議長 討論の通告はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第7号 行田羽生資源環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の議員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○香川宏行議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

△議案第8号の上程、提案説明

○香川宏行議長 日程第4、議案第8号を議題といたします。朗読を省略して管理者に提案理由の説明を求めます。――管理者。

[行田邦子管理者 登壇]

○行田邦子管理者 それでは、議案第8号 令和4年度行田羽生資源環境組合会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

令和4年度歳入歳出決算書の1ページをお願いいたします。

本決算は、組合を令和4年4月1日に設立したことに伴い、はじめての決算であります。歳入の総額は、1億1,605万円でございます。

3ページをお願いいたします。

歳出の総額は、8,873万6,403円でございます。歳入歳出差引額は、2,731万3,597円となっております。

なお、本件については監査委員の審査をいただき、審査意見書を配布させていただいております。

以上で議案第8号についての説明を終わらせていただきます。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明申し上げますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○香川宏行議長 続いて、事務局長の細部説明を求めます。——事務局長。

[江森事務局長 登壇]

○江森裕一事務局長 それでは、議案第8号 令和4年度行田羽生資源環境組合会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

本組合決算は、当組合が令和4年4月1日に設立したことに伴い、はじめての決算となりますことから、前年度の決算との比較がない旨、予めご承知おき頂きたいと存じます。

はじめに、歳出からご説明申し上げますので、令和4年度歳入歳出決算書の7ページをお願いいたします。

1款議会費についてでございますが、支出済額は39万6,859円で予算額に対する執行率は75.0%でございます。

右ページ備考欄の◎議会費の主なものといたしまして、1節報酬は、議長以下組合議員9名の報酬でございます。

次に、2款総務費でございますが、支出済額は2,790万1,577円で、予算に対する執行率は86.5%でございます。

右ページ備考欄の◎一般管理費の主なものといたしまして、12節ホームページ作成業務委託料は、組合ホームページの作成に要した委託料でございます。

2つ下の財務会計システム構築業務委託料は、予算・決算及び支出伝票等の作成を行うた

めに構築した電算システムの委託料でございます。

1 3 節庁舎借上料は、行田市役所内に設置した組合事務所の賃借料でございます。

1 4 節事務所整備工事請負費は、事務所整備に伴いインターネット配線工事等を実施した費用でございます。

1 0 ページをお願いいたします。

1 8 節派遣職員人件費負担金は、構成市から派遣されている事務局職員 5 人及び会計事務に従事する行田市会計課職員に対する人件費として構成市へ支払った費用でございます。

次に、不用額について説明申し上げますので、戻りまして 8 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目一般管理費のうち、1 8 節負担金補助及び交付金の不用額 3 5 5 万 2, 6 0 5 円は、組合設立時に想定した職員の役職に相違が生じたこと、及び会計事務担当職員の業務量に応じた実績の多寡により減額となったものでございます。

9 ページをお願いいたします。

2 項監査委員費の右側◎監査委員費の主なものといたしまして、1 節委員報酬は、監査委員 2 名に対する報酬でございます。

次に、3 款衛生費でございますが、支出済額は、6, 0 4 3 万 7, 9 6 7 円で、予算に対する執行率は 7 6. 7 %でございます。

1 目施設整備費の右ページ備考欄の◎施設建設費の主なものといたしまして、1 2 節の一番上から 3 行目までの委託料は、新たなごみ処理施設の施設規模や配置計画等に関する方針を定めた施設整備基本計画の策定業務、民間活力の導入を含めた事業方式の検討を行った P F I 等導入可能性調査業務、また施設が周辺地域の生活環境に及ぼす影響を調査し、その対策を施設計画へ反映するための生活環境影響調査業務を一括して実施したものでございます。

次に、埋蔵文化財発掘調査業務委託料は、施設計画用地内のうち 1, 0 1 5 平方メートルについて調査を実施したものでございます。

次に、1 3 節土地借上料は、施設計画用地について、行政財産使用料として行田市に支払った費用でございます。

次に、1 4 節工事請負費は、埋蔵文化財発掘調査業務に先立ち、用地の整地を行うため、土砂を移動する工事を実施したものでございます。

次に、不用額についてでございますが、1 2 節委託料 1, 6 3 2 万 6, 3 7 4 円は、入札差金、及び埋蔵文化財発掘調査が当初の見込み量より少なくなったことによるものでございます。

次に、14節工事請負費206万4千円は、入札差金でございます。

次に、4款予備費でございますが、支出はございませんでした。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、戻りまして5ページをお願いいたします。

はじめに、1款1項1目市負担金は、組合規約に基づく構成市からの負担金でございます。

次に、2款1項1目衛生費国庫補助金は、施設建設費に係る経費に対して充当した、国の循環型社会形成推進交付金でございます。

なお、予算額に対し収入済額が増額になった理由でございますが、埋蔵文化財発掘調査業務について、環境省と協議した結果、補助対象事業として採択されたことによるものでございます。

3款1項1目総務費県補助金は、事務所設立に係る経費について充当した県のふるさと創造資金でございます。

次に、実質収支に関する調書についてご説明申し上げますので、11ページをお願いいたします。

区分1、歳入総額は1億1,605万円、区分2、歳出総額は8,873万6,403円、この歳入総額から歳出総額を差し引いた区分3、歳入歳出差引額は2,731万3,597円となります。

区分4、翌年度へ繰越すべき財源についてでございますが、繰越事業はございません。よって、区分5、実質収支額は2,731万3,597円となり、令和5年度における前年度繰越金となります。

次に、右側12ページをお願いいたします。

財産に関する調書についてでございますが、1、公有財産、2、物品、3、基金は、いずれもございません。

以上で、議案第8号についての細部説明を終わらせていただきます。

○香川宏行議長 以上で説明は終わりました。

△上程議案の質疑、討論、採決

○香川宏行議長 これより質疑に入りますから、質疑のある方はご通告願います。

[通告なし]

○香川宏行議長 質疑の通告はありません。これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論に入りますから、討論のある方はご通告願います。

[通告なし]

○香川宏行議長 討論の通告はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第8号 行田羽生資源環境組合会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定するに賛成の議員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○香川宏行議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり認定されました。

△議第1号の上程、提案説明

○香川宏行議長 次に日程第5、議第1号を議題といたします。朗読を省略して提出者代表に提案理由の説明を求めます。——提出者代表 丑久保恒行議員

[丑久保恒行議員 登壇]

○9番 丑久保恒行議員 それでは、提出者を代表いたしまして、議第1号 行田羽生資源環境組合議会の個人情報の保護に関する条例につきまして、提案説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定に基づき、私ほか3名の議員によりまして提案するものです。

提案理由は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、法律の適用対象から議会が除外されたことにより、個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項を定めるとともに、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するため、新たに条例を制定しようとするものであります。

なお、構成市である行田市及び羽生市におきましては、本年3月定例会において、同条例を議決し、本年4月1日から施行されているところであります。

それでは、条文の内容につきまして、順次ご説明申し上げますので、議案書の2ページをお願いいたします。

第1条は、条例の目的を、第2条は、用語の定義について、5ページの第3条は、議会の責務について、それぞれ規定するものでございます。

第4条は、個人情報取扱事務登録簿について、行田市議会の条例と同様に独自に規定するものでございます。

6 ページをお願いいたします。

第5条は、個人情報の保有の制限等について、第6条は、利用目的の明示、第7条は、不適切な利用の禁止について、7ページの第8条は、適正な取得、第9条は、正確性の確保について、それぞれ規定するものでございます。

第10条は、安全管理のために必要な措置を講じなければならない旨を規定するものでございます。

第11条は、個人情報保護責任者について、行田市議会の条例と同様に独自に規定するものでございます。

第12条から8ページの第14条は、個人情報に係る職員などの従事者の義務、漏えい等への対応、保有個人情報の利用及び提供の制限について、それぞれ規定するものでございます。

9 ページをお願いいたします。

第15条及び10ページの第16条は、保有個人情報及び個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求について、第17条及び11ページの第18条は、仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱いに係る義務について、それぞれ規定するものでございます。

第19条は、個人情報ファイル簿の作成及び公表について規定するものでございます。

13 ページをお願いいたします。

第20条からは、保有個人情報の開示請求権について、第21条は、開示請求の手続き、第22条は、開示義務について、それぞれ規定するものでございます。

16 ページをお願いいたします。

第23条から第25条は、開示請求に係る部分開示、裁量的開示、保有個人情報の存否に関する情報について、それぞれ規定するものでございます。

17 ページをお願いいたします。

第27条は、開示決定等の期限について、請求のあった日の翌日から起算して14日以内とするもので、事務処理上の困難、その他正当な理由があるときは、30日以内に限り延長することができることを規定するものでございます。

第28条は、開示決定等の期限の特例を規定するものでございます。

開示請求に係る保有個人情報が大量で、事務の遂行に著しい支障が生じる恐れがある場合には、第27条で規定する期間内に、開示することができる相当な部分について開示決定等をすれば、残りの部分は改めて期限を定めて、開示決定等をすれば足りることを規定するも

のでございます。

第2項は、正副議長がともに欠けている場合は、当該期間に算入しない旨を規定するものでございます。

18ページをお願いいたします。

第30条は、開示の実施方法、19ページの第31条は、他の法令による開示の実施との調整について、それぞれ規定するものでございます。

第32条は、現行条例の規定を踏襲し、第1項は開示請求に係る手数料を無料とするもの、第2項は写しの交付に要するコピー代や郵送に係る郵便代の実費分について負担を求めるものでございます。

第33条からは、保有個人情報の訂正請求権について、20ページの第34条は、訂正請求の手続き、第35条は、訂正の義務について、第36条は、訂正請求に対する措置について、それぞれ規定するものでございます。

21ページをお願いいたします。

第37条及び第38条は、訂正決定等の期限及び期限の特例について、それぞれ規定するものでございます。

第40条からは、保有個人情報の利用停止請求権について、22ページの第41条は、利用停止請求の手続き、第42条は、利用停止義務について、23ページの第43条は、利用停止請求に対する措置について、それぞれ規定するものでございます。

第44条及び第45条は、利用停止決定等の期限及び期限の特例について、それぞれ規定するものでございます。

24ページの第46条は、審査請求に係る行政不服審査法の審理員による審理手続きの規定の適用はしない旨を規定するものでございます。

第47条は、審査会への諮問について規定するもので、審査請求があった場合には、執行機関の附属機関である行田羽生資源環境組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問することとするものです。

25ページをお願いいたします。

第52条は、個人情報の開示等の実施状況について、毎年1回、公表することを規定するものでございます。

第53条は、この条例の施行に関し、必要な事項は議長が定めるとする規定でございます。

第54条から26ページの第58条は、議会事務局職員又は職員であった者に対する罰則規定等を設けるものでございます。

なお、第58条の過料については、地方自治法上、特別の定めがない場合、条例で定められる過料の上限である5万円以下としたものです。

また、罰則規定に係る部分については、検察庁との協議を経ていることを申し添えます。最後に附則でございますが、施行期日を定めるもので、公布の日からとするものでございます。

以上が、議第1号についての提案説明であります。議員各位におかれましては、本案にご賛同賜りますようお願い申し上げまして、提案説明を終わらせていただきます。

○香川宏行議長 以上で説明は終わりました。

△上程議案の質疑、討論、採決

○香川宏行議長 これより質疑に入りますから、質疑のある方はご通告願います。

[通告なし]

○香川宏行議長 質疑の通告はありません。これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論に入りますから、討論のある方はご通告願います。

[通告なし]

○香川宏行議長 討論の通告はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議第1号 行田羽生資源環境組合議会の個人情報の保護に関する条例は、原案のとおり可決するに賛成の議員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○香川宏行議長 挙手全員と認めます。

よって、議第1号は原案のとおり可決されました。

△一般質問

○香川宏行議長 次に、日程第6、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。——2番 小林修議員。

[2番 小林修議員 登壇]

○2番 小林修議員 議席番号2番、小林修でございます。

通告に基づきまして、行田羽生資源環境組合事業に関する一般質問をさせていただきます。

令和4年4月1日に、行田羽生資源環境組合が設立され、財政的な負担を少なくする努力はもとより、両市にとって適切なごみ処理の分別方法や減量化の進め方等を総合的に判断し、計画しなければなりません。

そして現在、新ごみ処理施設事業に係る施設整備基本計画策定、PFI導入可能性調査、生活環境影響調査の委託業務が、契約額5,153万5千円、令和4年7月22日から令和6年3月15日までの工期で一般財団法人日本環境衛生センターと契約しております。

そして、新ごみ処理施設整備運営事業者選定アドバイザー業務が、契約額3,818万1千円で令和5年4月21日から令和7年3月17日までの間の工期で、同じく一般財団法人日本環境衛生センターと契約され、事業が開始されております。

そこで伺います。質問の1点目、ごみ処理施設整備運営事業者選定アドバイザー業務委託の内容、及び進捗状況についてお聞かせください。

2点目、施設規模が可燃ごみ日量126トン、マテリアルリサイクル推進施設日量22トンとのことであるが、令和5年8月18日に公表されました新ごみ処理施設整備運営事業者選定における実施方針の中の、マテリアルリサイクル推進施設の剪定枝以外が日稼働ではなく、5時間稼働となっているがその違いは何か。また、剪定枝堆肥化施設と剪定枝資源化施設との表現があるが、どちらが正しいのかお聞かせください。

質問の3点目、マテリアルリサイクル推進施設となっている剪定枝処理ラインの処理方法として、全量堆肥化を基本として破碎処理工程においてチップ化も可能とのことであり、市民に還元するとのことであります。

そこで、堆肥化の方法、発酵期間、還元方法、一日の還元量についてお聞きします。

質問の4点目、市民に還元するためには、良質な堆肥を提供しなければなりません。そのためにも堆肥の品質を定める必要があると思いますが、新ごみ処理施設運営事業実施方針中には品質の記述がありません。見解を伺います。

また、需要が無く、仮に供給過多になった場合の、残った場合の堆肥の対応について伺います。

質問の5点目、現在剪定枝の処理料金は、行田市においては市民は無料、それ以外は有料とのことであるが、新施設の料金体制はどうなるかをお聞きします。

質問の6点目、実施方針の中で、事業用地の周辺道路、敷地状況、地質、周辺概要等については、応募要項に示すと記載されているがどのような内容を記載するのかお伺いします。

質問の7点目、本事業の実施に伴い、地元企業の活用、市内人材の雇用に最大限配慮した計画にすべきと考えますが、見解を伺います。

以上で、1回目の質問といたします。執行部のご答弁、よろしく願いいたします。

○香川宏行議長 執行部の答弁を求めます。——事務局長。

〔江森裕一事務局長 登壇〕

○江森裕一事務局長 ご質問の1番目、事業者選定アドバイザー業務委託についてお答え申し上げます。

業務内容及び進捗状況についてでございますが、本業務は本年度及び来年度の2か年で実施するものであり、ごみ処理施設の建設及び運営を行う事業者の選定を行うために必要となります。入札説明書、落札者決定基準書、また要求水準書いわゆる仕様書の作成、プラントメーカーへの参考見積徴取、事業者選定委員会の運営補助等について、専門性を有するコンサルタントから支援を受けるものでございます。新ごみ処理施設整備運営事業者の選定の方法といたしましては、価格に加えて技術提案を評価する総合評価落札方式による契約手続の準備を進めているところであり、本年8月には、事業への参入促進を図るため、新ごみ処理施設整備運営事業実施方針を組合ホームページにおいて公開したところでございます。なお、有識者等で構成する事業者選定委員会につきましては、これまでに3回開催しており、来年1月の入札公告に向け必要となる書類等の精査を進めております。

次に、ご質問の2番目、マテリアルリサイクル推進施設について、お答え申し上げます。

はじめに、稼働時間の表記の相違についてでございますが、剪定枝資源化施設を含む全てのマテリアルリサイクル推進施設の処理ラインにつきましては、設備の稼働時間を5時間としております。ただし、剪定枝資源化施設は一日を通して資源化が進む発酵工程があることから一日あたりの表記としたところでございます。

次に、施設の名称についてでございますが、「剪定枝資源化施設」を使用しております。

次に、ご質問の3番目、剪定枝処理ラインについてお答え申し上げます。

はじめに、堆肥化の方法につきましては、事業者からの提案による処理方法を採用する予定でございまして、発酵期間につきましては、堆肥化の技術により異なるものでございます。

次に、出来上がった堆肥の還元方法につきましては、堆肥頒布用ヤードにおいて、希望する市民に配布する予定でございます。

次に、一日の還元量につきましては、施設の一日あたりの処理量を5トンと計画しておりますことから、それに相当する還元量になるものと考えております。

次に、ご質問の4番目、剪定枝の堆肥化について、お答え申し上げます。

はじめに、要求する堆肥の品質についてでございますが、本施設で作られる堆肥につきましてはあくまで土壌改良材であり、成分規定を設ける予定はございません。

次に、堆肥の需要が少なく供給過多になった場合の対応についてでございますが、視察を行った同様の施設においては、不都合なく配布されているとの事でございます。なお、仮に供給過多となった場合につきましては、場内への一時仮置き等を検討してまいります。

次に、ご質問の5番目、剪定枝の処理料金についてでございますが、構成市の現行の施設においては、市民の直接搬入について無料であり、事業者が搬入する場合は、手数料を徴収しております。今後、これらを踏まえた上で社会情勢等も勘案し、適切な単価を設定してまいります。

次に、ご質問の6番目、新ごみ処理施設整備運営事業実施方針についてお答えいたします。事業用地の周辺道路、周辺概要等についてでございますが、入札公告時に公表する要求水準書において、事業用地の測量図や地質調査結果、また道路や水道等の整備状況等について示すものでございます。

次に、ご質問の7番目、地元企業の積極的な活用についてでございますが、実施方針では、「応募者は、組合構成市内に本社又は支店がある企業を積極的に活用するものとする。」としており、地元企業の育成、地域における雇用の創出を推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○香川宏行議長 再質問ありますか。——2番 小林修議員。

○2番 小林修議員 答弁ありがとうございました。

ちょっと再質問させていただきます。質問の1点目のアドバイザー業務委託の内容なんですけれども、以前からしてます工事契約の方が令和6年9月に契約で、アドバイザー業務契約の方が令和7年3月31日までということで、6か月以上、業者選定が終わった後あるわけなんですけれども、その時一般財団法人日本環境衛生センターはどのような内容の仕事をするのでしょうか。

質問の2点目ですけれども、この場合5時間稼働ということになりますと、本来ならばマテリアルリサイクル推進施設が日量22トンということで聞いておるんですけれども、そうしますと、5時間表記となれば日量22トンではなくて、5時間表記の合計が正規の施設規模ということでよろしいのでしょうか。

質問の3点目ですけれども、堆肥化の方法についてはこれから提案でもらうということで、それで発酵期間によっては物によって異なるのでということでもありますけれども、発酵期間というのは市民のために配布するとなると、やはり発酵期間の方もある程度決めておかないと、市民に焼却場が始まりますけれども市民に配布が4か月後になるのか、5か月後になるのかということがありますので、その辺についての検討がされているのか伺います。

それとあと、質問の4点目ですけれども、仮に需要が少なく供給が大きくなった場合は置いておくということなんですけれども、やはり置いておくというのはそれはヤードがあると思いますけれどもそういう質問ではなくて、置いておいた場合はどうするのかということでも再質問させていただきます。

続きまして、5点目の料金については現在有料ですと10キログラム150円ということですから、これについては今後社会情勢を見ながら決めていくということで理解しました。

あと、質問の6点目ですけれども、周辺の道路状況について調査したことをやる、周辺の道路というのはどこを表すのでしょうか。

以上、再質問とさせていただきます。

○香川宏行議長 執行部の答弁を求めます。——事務局長。

○江森裕一事務局長 再質問に順次お答え申し上げます。

事業者選定アドバイザー業務委託でございますが、契約となります9月以降の業務内容でございますが、契約書の準備、それから内容の確認、そういったものも含めまして、また、事業者選定委員会が契約までが委員会の期間となっておりますので、その会議内容、会議録の取りまとめ等そういった業務を年度内にかけて行うということでございます。

次に2点目のマテリアルリサイクル推進施設でございますが、5時間稼働で22トンという表記でございますが、機械が一般的にこういった施設ですと一日当たり5時間稼働が一般的でございますので、本施設につきましても5時間の稼働で所要の処理トン数が処理できるということになっております。

続きまして、3点目の堆肥の発酵期間等でございますが、こちらは品質につきましては、堆肥につきましては特殊肥料に分類されまして成分含有量の規定等がございませんことから、土壌改良材として使用できるものであれば良いといった規定で考えております。なお、発酵期間を短縮したり、成分的に高品質なものを提供するという事は事業者提案として行っていただけます。この部分につきましては、非価格要素の中で評価できる場合がございますこ

とお伝えさせていただきます。

それから、堆肥の供給が多くなってしまった場合がございますが、まず堆肥とチップを両方作ることができますので、ニーズに合わせてなるべくストックがたまらないような方法で処理してまいりたいと考えております。尚且つそれでも余ってしまうということであれば、周辺の市民だけでなく、事業者等でも引き取ってもらえるところがあるかどうか、そういったところも検討してまいりたいと存じます。

最後に周辺環境の道路状況でございますが、道路の状況というのは接続している道路の状況等につきまして、こちらが持ち合わせている資料等について要求水準書の中で提示してまいるといった内容でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○香川宏行議長 次に、1番 木村博議員。

〔1番 木村博議員 登壇〕

○1番 木村博議員 議席番号1番、公明党の木村博です。

議長に発言の許可をいただきましたので、通告に基づき一般質問をいたします。

今年度実施している3つの業務委託についてお伺いします。

まず初めに、令和4年度発注、令和5年度までの委託契約の生活環境影響調査業務委託についてお伺いします。

本業務は廃棄物処理施設の設置にあたり、義務付けられている業務であり、施設の設置者は計画段階でその施設が周辺地域の生活環境に及ぼす影響があるのか予め調査し、その結果に基づき、その生活環境に配慮したきめ細やかな対策を検討する必要があることから実施している業務であるということは理解しております。

すでに発注してから15か月経過しており、これまで行ってきた業務内容と進捗状況として現時点で特筆すべき報告事項があればお聞かせいただきたいと思います。

次に、同様に令和4年度発注、令和5年度まで継続契約の埋蔵文化財発掘調査業務委託についてお伺いいたします。今回の埋蔵文化財発掘調査は、既にある既存施設を建設する際に発掘調査の周辺にあたる場所を調査するため、概ねの予測がついていると伺っておりますが、実際に発掘調査を発注してから約1年が経過しており、その結果は実際にどうであったのか、現在の進捗状況と併せてお聞かせください。

続きまして、今年度令和5年度に発注して、令和6年度まで続く事業者選定アドバイザー業務委託についてお伺いいたします。先程の説明がありましたが再度ちょっとお伺いいた

します。本業務委託は令和5年4月末に発注してから、約半年が経過しましたが、これまで実施した業務内容と現時点の進捗状況についてお伺いします。

以上で1回目の質問とさせていただきます。ご答弁よろしく願いいたします。

○香川宏行議長 執行部の答弁を求めます。——事務局長。

[江森裕一事務局長 登壇]

○江森裕一事務局長 ご質問の今年度実施している3つの業務委託について、順次お答え申し上げます。

はじめに、生活環境影響調査業務委託の内容、進捗状況及び特出すべき事項についてでございますが、本業務は、周辺環境の現状をあらかじめ調査し、その結果に基づき生活環境に配慮したごみ処理施設とすることを目的に実施するものでございます。

本調査は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置に係る届け出に必要となる調査であり、気温や風向、風速などの気象状況やダイオキシン類等の大気汚染の状況、騒音、振動、悪臭、水質を調査するものでございます。現地調査につきましては本年9月に全項目を終了し、現在報告書のとりまとめを行っているところでございます。

調査結果につきましては、環境基準の規定があるいずれの調査項目においても、規定値内であることを確認したところでございます。ただし、降下ばいじんの秋季調査において参考値を超える結果になっておりますが、四季平均では参考値を下回っており特段の影響はないものと認識しております。

なお、結果につきましては今後、行田羽生資源環境組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例に基づき、調査結果の縦覧を予定しているところであり、来年3月15日には業務を完了する予定でございます。

次に、埋蔵文化財発掘調査業務委託の内容、進捗状況及び特出すべき事項についてでございますが、建設予定地の一部に小針遺跡が所在しており、令和4年度は1,015平方メートルの発掘調査を完了しております。本年度は、調査区域3,687平方メートルのうち本年10月末時点で、1,372平方メートルの調査が終了し、来年3月15日までには全ての調査を完了する予定でございます。なお、調査が完了している区域につきましては、住居跡等の遺構や土器等の遺物が複数検出されているところでございます。

次に、事業者選定アドバイザー業務委託の内容及び進捗状況についてでございますが、本業務は本年度及び来年度の2か年で実施するものであり、ごみ処理施設の建設及び運営を

行う事業者の選定を行うために必要となります。入札説明書、落札者決定基準、また要求水準書いわゆる仕様書の作成、プラントメーカーへの参考見積徴取、事業者選定委員会の運営補助等について、専門性を有するコンサルタントから支援を受けるものでございます。新ごみ処理施設整備運営事業者の選定の方法といたしましては、価格に加えて技術提案を評価する総合評価落札方式による契約手続の準備を進めているところであり、本年8月には、事業への参入促進を図るため、新ごみ処理施設整備運営事業実施方針を組合ホームページにおいて公開したところでございます。現在、有識者等で構成する事業者選定委員会を3回実施しており、来年1月の入札公告に向けた必要な書類等の検討を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○香川宏行議長 再質問ありますか。——1番 木村博議員。

○1番 木村博議員 ご答弁ありがとうございました。

生活環境影響調査業務委託におきましては、臭気の方が少し超えるところがあったということですが、これも特筆すべきものではなかったということでしょうか。

一つの再質問としては、大気自体は何か数値に異常が、今現在稼働しているものもありますので、まるっきり何も無いところでの大気の検査ではないと思うのですが、現時点でその影響は出ていないということでしょうか。

続けて、埋蔵文化財の調査の結果、今年度やろうとしている約三分の一が終わっているということを今お伺いしまして、また、住居跡とか土器が出ているようですが、これも特別なものが出ているというわけではないのかお伺いいたします。

それから、最後の事業者選定アドバイザー業務委託なんですが、実施方針を示して、よりこちらの意図がはっきり相手に示せるような事前の照会をしながら、また、8月に出したということで参画をしたいと思っている人に非常に丁寧なやり方をしていると思うんですが、DBO方式を使うということは、一番大事なのはできた後のモニタリングがDBOだと思ってくるとのことだと思いませんか。

その辺のモニタリングがありますよということは、この実施方針の中にもしっかり入っているのかお伺いしたいと思います。

以上です。

○香川宏行議長 執行部の答弁を求めます。——事務局長。

○江森裕一事務局長 再質問に順次お答え申し上げます。

まず、1点目の生活環境影響調査で、降下ばいじんにつきまして秋の調査、秋季の調査で

参考値を超えた事例があったと先程ご説明申し上げましたが、降下ばいじんにつきましては周囲が農地でありまして、ここで農作業が行われていたことや、敷地内で今埋蔵文化財の発掘調査を行っていて土砂の運搬等があった、こういったことも影響しての結果ではないかということが組合内部では考えているところでございます。降下ばいじんにつきましては、あくまでも参考値でございまして、これをもって周辺環境に影響が良くないという判断は現在のところしていないところでございます。

なお、大気質につきましては、現施設、隣接する小針クリーンセンターが稼働状況におきましても基準値を下回っておりますので、現況が特段悪い状況ではないというふうに考えております。

続きまして、埋蔵文化財につきましては、小針遺跡がこの場所に存在しておりまして、過去に発掘調査を行った経緯がございますので、ある程度の埋蔵文化財の内容につきましては想定しておりまして、その想定範囲といえますか、事業に著しい影響を及ぼすような出土品は発見されていないところでございます。

続きまして、事業者選定アドバイザーの中で、実施方針にモニタリングについて記載があるのかというご質問でございましたが、明確にモニタリングという言葉が実施方針の中には出てきませんが、今後入札公告時にお示しします要求水準書の中におきまして、事後のモニタリングにつきましてもしっかりと記載してまいる予定でございます。

以上答弁とさせていただきます。

○香川宏行議長 以上で一般質問を終結いたします。

△特定事件の委員会付託

○香川宏行議長 次に日程第7、特定事件の委員会付託を議題といたします。

お諮りいたします。

次期議会の会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○香川宏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、次期議会の会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託いたします。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の全部を議了いたしました。

これをもって、令和5年第2回行田羽生資源環境組合議会定例会を閉会いたします。

午後 4時 02分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年 月 日

行田羽生資源環境組合議会議長

香 川 宏 行

行田羽生資源環境組合議会議員

野 中 一 城

同

町 田 光